

令和2年第6回定例教育委員会

令和2年6月23日(火)
午後2時00分
宮代町役場 204会議室

1 開会の宣言

教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 令和2年6月宮代町議会定例会関係

ア 令和2年度一般会計補正予算(第1号)について P 1

イ 工事請負契約の締結について P 1

ウ 一般質問と答弁の概要について P 2

(2) 学校教育関係

ア 7月の行事予定について P 6

イ 7月の事業予定について P 7

(3) 生涯学習関係

ア 7月の事業予定について P 8

5 議事

議案第25号 宮代町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
につき議決を求めることについて P 9

議案第26号 宮代町学校教職員服務規程の一部を改正する規程につき議決
を求めることについて P12

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

令和2年6月宮代町議会定例会関係

ア 令和2年度一般会計補正予算(第1号)について

教育関係補正予算の概要

■歳出

(単位：千円)

事業名	補正予算額	内容
教育事務局人件費	△600	教育委員会教育長の給与の特例に関する条例に基づく減額
児童・教職員の健康管理等対策事業	3,350	小学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品及び備品の購入
生徒・教職員の健康管理等対策事業	2,800	中学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品及び備品の購入
中学校施設管理事業	1,716	新型コロナウイルス感染症対策に係る備品の購入
図書館管理運営事業	4,255	新型コロナウイルス感染症対策に係る備品の購入及び工事の実施
総合運動公園管理事業	510	新型コロナウイルス感染症対策に係る対策工事の実施
合計	12,031	

イ 工事請負契約の締結について

小中学校校内通信ネットワーク整備工事の請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議案として提出したもの

- 1 工 事 名 小中学校校内通信ネットワーク整備工事
- 2 施 工 箇 所 小中学校（7校）
- 3 履 行 期 限 令和3年3月31日
- 4 請 負 金 額 6,732万円
- 5 請 負 業 者 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目45番1号
リコージャパン株式会社 販売事業本部 埼玉支社
支社長 北 村 匡 央

ウ 一般質問の概要について

通告 2号 山下 秋夫 議員

2. 新型コロナウイルス対策について

町では、町長、職員をはじめ町民が一丸となって感染対策に大変努力されていることに大変感謝申し上げます。しかし残念ながら3人の感染者が出てしまいました（5月12日現在）。今後も感染者が増えることが考えられます。埼玉県では、軽症感染者について自宅待機をやめホテルでの療養生活に切りかえています。

しかし、報道などによるとこれらは、強制ではなく個人の意向もあり、自宅待機をしている方が多数いるとのこと。理由としては子どもが小さい、ペットがいる、近所の方に知られたくないなどの理由が多いとのこと。また、学校や公共施設の使用制限が続いたことで子どもたちの学習の遅れが心配です。そこで質問します。

- ⑤ 学校が再開された場合、新型コロナ対策としてどういったものを考えているのか。
- ⑥ 学校の授業日数が大幅に減っています。町として学習の遅れについてどのような対策を考えているのか。
- ⑦ 本年度中の小・中学校の給食費は無償にするべきではありませんか。

通告 3号 土淵 保美 議員

2. 町民体育祭について

令和2年度の町民体育祭は行いますか、お聞きします。

通告 4号 角野 由紀子 議員

2. GIGA スクール構想の完全整備

GIGA スクール構想に基づいて、町は令和5年度まで児童生徒一人1台の端末と通信ネットワーク整備の実現を進めている。

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対するLTE通信環境の整備やGIGAスクール構想を前倒しすることについてどのように考えるか。

通告5号 泉 伸一郎 議員

1. 新型コロナウイルスに対する町の政策

新型コロナウイルスの感染拡大で、国や県から様々な政策が出されているが、十分な対策がなされているとは思えない。町民の皆様にも不安や不満をもっている方が多いと思われる。国や県に頼るだけでなく、町として出来る限りの対策を取れるようコンパクトであっても、しっかりとした政策を実行すべきである。

- ② 学校給食用食材事業者や給食調理事業者などで、経営が厳しくなっている学校給食関連事業者に対しての支援はなされているか。

通告6号 塚村 香織 議員

1. アフターコロナの児童生徒への具体的な対応について伺う。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、小中学校の休校、仕事や不要不急の外出の自粛により暮らしが変化しています。

ステイホーム期間中は、不自由を感じながらも、時間の使い方や本当に必要な物の見直しを世界中の人がする事となりました。

今までの当たり前が変わりつつある中、アフターコロナを見据えた新たな取り組みが必要です。

小中学校は3月から休校になっておりますが、学年によっても、抱えている不安や困り事は違うと思います。

そこで以下の質問をいたします。

- (1) 学校生活の中で、新型コロナウイルスが終息するまでの間の感染予防・安全対策について、保護者の方々に安心頂ける具体的な対応策についてお伺いいたします。
- (2) 児童生徒の学習の遅れや、特に中学3年生の受験対応についてどのような対策をお考えでしょうか。
- (3) 約3か月の休校を経て、学校生活に不安を持つ児童生徒へはどのような支援をお考えでしょうか。
- (4) 今回のコロナ禍では、特に緊急時の必要性や多様な教育への選択肢の一つとして ICT 教育が注目されました。早急の活用が望まれますが、進捗状況をお伺いいたします。

通告7号 浅倉 孝郎 議員

1. 新型コロナウイルスによる町の対応について

- (1) 新型コロナウイルスによる臨時休校が3月、4月、5月と3か月間続き、学習の遅れが指摘されており、学校に行けなくても授業を行えるオンライン授業の導入が早急に望まれる。また、運動

会や体育祭、林間学校、修学旅行など、児童生徒が楽しみにしている学校行事の中止が検討されているとも聞いている。

- ① 今年度はどのような学習計画で取り組んでいくのか。夏休みや冬休みはどうか。また、3か月の臨時休校による影響や例年とは異なる学習計画になることから、児童生徒や保護者に混乱が生じる可能性もある。児童生徒や保護者に対しどのようなフォローしていくのか。
- ③ 学習の遅れを取り戻すため、学校行事に制約がかかるという話があるが、運動会や体育祭、修学旅行などの学校行事は通常通り行うのか。

2. 小中学校のトイレの改修について

3月議会で一般質問をした小中学校のトイレの臭い対策、ドアの改修、洋式化は進んでいるのか。

通告9号 小河原 正 議員

1. 新型コロナウイルスの対応について

新型コロナウイルス感染で亡くなられた方には、お悔やみ申し上げます。

新型コロナウイルスが心配されるのは、人々の暮らしに直結する雇用や収入が脅かされることである。ウイルスを撲滅しない限り、延々と感染症対策は続くと思われまます。

過日の新型コロナウイルスへの対応状況等報告会では、町の体制や町民の安心安全の確保と町民及び商工業者への支援内容が報告されました。

そこで、以下の町の見解を伺います。

- ⑥ 新型コロナウイルスの影響による休校の長期化で学習の遅れが深刻化している。学習の遅れをどのように解消するか、見解は。
- ⑦ 小・中学校の休校中は、給食費無料化を。見解は。

通告11号 金子 正志 議員

3. 小中学校の学習端末整備

「GIGA スクール構想」に基づき、校内通信ネットワーク整備事業が今年度から進むことになっている。

新型コロナウイルスの感染対策を重点的に行う「特定警戒都道府県」の学校について、文部科学省は、優先的にICT（情報通信技術）環境の整備を進める方針を決めた。すべての児童、生徒が対応できるようにする。

5月15日に発表した文部科学省の通知では、自治体に早期実現を求めた。

- ① 優先的整備の詳しい内容は。
- ② 宮代町はいつまでにICT環境の整備ができるのか。

2. GIGAスクールの取り組み

新型コロナウイルスへの対応について、3月議会に引き続き質問する。国の意向を受けて、いち早く学校が休校になり、2か月以上となる。

そんな中、整備の進んでいる学校や私立の学校などからオンラインでの授業が始まっている。この休校中には間に合わなかったところも、オンラインでの授業やプログラミング教育は、今後、最低限必要かつ有効な教育手段となる。今年度中に国の予算を受けての町内のGIGAスクール整備は、どこまで進むのか。

ICT教育が叫ばれて何年も経過しているが、未だにICT教育に自信をもって、対応できない教員もいると心配する声がある。特に小学校の教員は全教科を教える。教える立場にいる者は常に学び、たくさんの引き出しを持ち、その中から分かりやすく子ども達に教えるものがプロだと理解している。

本当に全ての教員の苦手意識を解消する教員研修の取り組みを望むが町の考えはいかがか。

(2) 学校教育関係

ア 7月の行事予定について (各小中学校)

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(水)		部活動仮入部期間～6日(百)
2日(木)		
3日(金)	Jアラート訓練(百)	
4日(土)		
5日(日)		
6日(月)	校内授業研究会(東)	
7日(火)		
8日(水)		第1回東部学力テスト
9日(木)	埼玉県学力・学習状況調査(全)	埼玉県学力・学習状況調査(全)
10日(金)		
11日(土)	土曜授業日(須、百、東)	土曜授業日(須、百、前) 部活動保護者会(須、百)
12日(日)		
13日(月)		
14日(火)		
15日(水)		期末テスト(前)
16日(木)		期末テスト(須、百、前)
17日(金)		期末テスト(須、百) 三者面談①(前)
18日(土)	土曜授業日(笠)	
19日(日)		
20日(月)		非行防止教室(百) 三者面談②(前)
21日(火)		三者面談③(前)
22日(水)	学習参観・懇談会(東)	進路学習会・3年生保護者会(百) 三者面談④(前)
23日(木)	海の日	海の日
24日(金)	スポーツの日	スポーツの日
25日(土)		
26日(日)		
27日(月)	学力向上週間(東) パワーアップチャレンジ週間(笠)	1年保護者会(百) 三者面談⑤(前)
28日(火)		2年保護者会(百) 三者面談⑥(前)
29日(水)		

30日(木)		
31日(金)		

イ 7月の事業予定について (教育委員会)

日付	内 容	場 所
2日(木)	学校管理訪問	百間小、笠原小、 須賀中
4日(土)	宮代江戸の日	各家庭
10日(金)	学校管理訪問	百間中、前原中
14日(火)	教育長訪問	中学校
15日(水)	23 採択地区教科用図書採択協議会	白岡市役所
	支援担当訪問	須賀小
17日(金)	教育長訪問	小学校

(3) 生涯学習関係

ア 7月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
11日（土） ～10月25日（日）	<p>令和2年度第1回企画展「館蔵資料に見る戦争の記憶」</p> <p>■今年で終戦後75年の節目を迎え、戦争の実体験者も少なくなり、悲惨な体験や記憶の語り部も失いつつある。今回の企画展においては、太平洋戦争の開戦から終戦までの期間において、宮代町域における様子を古文書などの史料を通して紹介する展示を行います。</p> <p>なお、実施に際しては、総務課との共催として、図書館での展示も行う。（図書館展示内容／郷土資料館収蔵の軍隊手帳、水筒等の資料及び原爆のパネル展示）</p>	郷土資料館

議案第25号

宮代町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定することについて議決を求める。

令和2年6月23日

宮代町教育委員会

教育長 中村敏明

提 案 理 由

この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について定めるものである。

宮代町教育委員会規則第 号

宮代町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「教育職員」とは、宮代町立の小学校、中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭をいう。

(業務量の適切な管理等)

第3条 宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（法第7条第1項の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

- (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月あたりの平均時間について 80 時間
 - (4) 1 年のうち 1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月
- 3 前 2 項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

議案第26号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正することについて議決を求める。

令和2年6月23日

宮代町教育委員会

教育長 中村 敏 明

提 案 理 由

埼玉県立学校職員服務規程の一部が改正されたことに伴い、職員が退職を願い出るときの手続き、校務報告に関する規定、その他規程の整備を図り一部を改正するものである。

宮代町教育委員会訓令第 号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程

第9条の見出し中「退出」を「退校」に改め、同条中「学校を退出」を「退校」に改める。

第24条を第25条とする。

第23条を第24条とする。

第22条第2号を次のように改める。

(2) 削除

第22条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 削除

(7) 削除

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(退職願)

第22条 職員は、退職しようとするときは、原則として退職を希望する日の3週間前までに、退職願（様式第36号）を教育委員会に提出しなければならない。

様式第10号の2の次に次の様式を加える。

様式第 11 号（第 22 条関係）

退 職 願

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名 職名
氏 名 ⑩

私は、下記の理由により 年 月 日付けで退職したいので承認を
お願いします。

記

理由（国、他の地方公共団体等へ引き続き勤務する場合は、勤務先を必ず明記する。）

附 則

この訓令は、制定の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

宮代町立小・中学校職員服務規程新旧対照表

改正案	現行
<p>宮代町立小・中学校職員服務規程 平成23年4月21日 教委訓令第2号</p> <p>宮代町立小・中学校職員服務規程（昭和32年宮代町教委規則第1号）の全部を改正する。</p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p>（<u>退校</u>）</p> <p>第9条 職員は、<u>退校</u>しようとするときは、その所管する施設、設備、文書、その他の物品及び金銭等を遺漏なく収置し、これらの保全管理の措置を十分に講じておかなければならない。</p> <p>第10条～第21条（略）</p> <p>（<u>退職願</u>）</p> <p>第22条 職員は、<u>退職しようとするときは、原則として退職を希望する日の3週間前までに、退職願（様式第11号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>（校務報告）</p> <p>第23条 校長は、次の事項については、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) <u>削除</u></p> <p>(7) <u>削除</u></p>	<p>宮代町立小・中学校職員服務規程 平成23年4月21日 教委訓令第2号</p> <p>宮代町立小・中学校職員服務規程（昭和32年宮代町教委規則第1号）の全部を改正する。</p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p>（<u>退出</u>）</p> <p>第9条 職員は、<u>学校を退出</u>しようとするときは、その所管する施設、設備、文書、その他の物品及び金銭等を遺漏なく収置し、これらの保全管理の措置を十分に講じておかなければならない。</p> <p>第10条～第21条（略）</p> <p>（校務報告）</p> <p>第22条 校長は、次の事項については、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>児童、生徒の出席調査表（每学期末）</u></p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) <u>休職を命ぜられた職員が期間満了したとき。</u></p> <p>(7) <u>職員で病気休暇又は欠勤が引き</u></p>

<p>(8)～(12) (略)</p> <p>(書類の経由及び副申)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>様式第1号～様式第10号の2 (略)</p> <p><u>様式第11号 (第22条関係)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>続き1月を超えるとき。</u></p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(書類の経由及び副申)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>様式第1号～様式第10号の2 (略)</p>
---	--